

2017年第2回定例会一般質問（1問1答）

日本共産党 斉藤 由美子

1. テロ等準備罪(共謀罪)について

「内心」を処罰の対象とし、憲法19条が保障する「思想・良心の自由」への重大な侵害につながるテロ等準備罪、いわゆる共謀罪が、「中間報告」という異常な禁じ手を使って、自民・公明・維新の会の賛成により、可決成立しました。審議を尽くさず、説明もあいまいなまま、法律を制定する暴挙に対し、まずもって満身の怒りを込め強く抗議を致します。

この法律で一般人が対象とならない明確な根拠はなく、その中身についても多くの疑問を残したまま、二転三転する国会答弁で、法律の危険性や問題点・矛盾点は浮き彫りになりました。また、この法律は、国際的にも問題が指摘されています。

国連の人権理事会が任命した、プライバシー権に関する特別報告者ケナタッチ氏は、この法律は、「広範な適用範囲によって、プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性がある」と警告を発し、法案の成立は正当化できないと安倍首相に書簡を送りました。この書簡は、「組織的犯罪集団」や「準備行為」などの定義があいまいであること、国民のプライバシーを十分保護する仕組みがないことなどが指摘され、それについての説明や回答を求めるものでした。しかし、菅官房長官らは「不適切なもの」と反発するばかりで、真摯な対応を行いませんでした。国連の国際組織犯罪防止条約(TOC 条約)の締結に必要なこの法律を推進しておきながら、同じ国連の人権にたずさわる担当者から異論が出されると、一切耳を貸そうともせず敵視する姿勢は、国際社会の中でも恥ずべきものといわざるを得ません。

また、法が成立しなければTOC条約が締結できないという安倍政権のこれまでの主張にも、国際的な疑義が寄せられています。同条約の締結手続きに関する国連「立法ガイド」を起草したニコス・パッサス教授は、「東京オリンピックのようなイベントの開催を脅かすようなテロなどの犯罪に対して、現在の法体系で対応できないものは見当たらない」と述べています。

この法律は明らかな違憲立法であると共に、近代刑法の大原則を根底から覆す法律です。人びとの話し合いを処罰対象とし、警察権限を拡大させるものであり、情報通信技術がいつそう高度化するなか、監視社会への危険を飛躍的に強めることになります。

多くの世論調査からも、政府の説明に納得していない国民が多数であることは明らかです。法曹関係者、宗教者、ジャーナリスト、環境保護団体や日本ペンクラブなど、幅広い団体・個人からも次々と反対の声が上げられています。それにもかかわらず、委員会採決も行わずに、国民の人権にかかわる重大な法律を成立させたことは、とうてい許されることではありません。

この法律は、特定秘密保護法、安保法制(戦争法)、憲法9条改憲と一体に、戦争する国づくりの一環として進められているものです。

戦前の治安維持法による弾圧犠牲者である102歳の男性は、「『一般には及ぼさない』というのは治安維持法制定時の約束だった』と、反対を訴えています。思想・良心を取り締まる法律がひとたび作られれば、国家権力によって乱用され、一般市民も容赦なく拘束、逮捕、投獄されることを、身を

もって体験されたからにほかなりません。

民主主義を縛り、憲法に違反するとして、これまで全国57の地方議会でも、反対や慎重審議を求める意見書が可決されています。そこで、お聞き致します。

①国民の多くが理解、納得していない共謀罪は撤回を求めるべきと考えます。見解をお聞かせください。

2. 豊予海峡ルート建設について

去る5月23日、豊予海峡ルートの実現に向けた機運の醸成を図ることを目的に、「未来を創造する豊予海峡ルート～新たな国土軸の創造、九州と四国をつなぐ～」と題し、大分市主催のシンポジウムが開催されました。

基調講演、昨年度実施した「大分市豊予海峡ルート調査業務」の概要説明、およびパネルディスカッションが行われ、「夢を持つ」、「議論を止め」ない、「スクラムを組んで取り組んでいかなければならない」など、推進の一途が語られました。

昨年度 900 万円をかけて行った豊予海峡ルートの調査結果を受け、市長は「莫大(ばくだい)なコストが掛かるものの、海底トンネルに新幹線を通す案では、費用対効果が見込めることが分かった。」と記者会で述べられました。更に今回のシンポジウムでは、「(整備新幹線の)基本計画路線を整備計画路線に上げていくことを、力を合わせてやっていくことが必要」だと、具体的に言及されました。

しかし、現在国が推し進めているリニア計画においても、様々な問題が指摘されております。そのひとつが、この豊予海峡ルートにも共通する、環境影響や自然災害についての検証です。断層の調査、あるいは地震予測や環境影響について専門家の意見などの必要性が叫ばれ、災害への対応をはじめ、リニア運行の安全性にも大きな疑問が挙げられています。

この豊予海峡エリアにも、日本最大級の断層である中央構造線があり、その一部は活断層です。これまでこの構想が棚上げになったのは、財政事情もありましたが、海峡付近の地質構造などが大きな障害となったのは事実です。シンポジウムにおいては、この活断層などについての言及は一切なく、新幹線整備や整備費用、整備の必要性ばかりが語られました。

しかし今後、このエリアの断層が大きくなる巨大地震が起こったらどうなるのか。また、豊予海峡ルートによって地形が大きく変わり、災害に対する影響はないのか、これらの推進が災害に強い国土

づくりに逆行することにならないか、これら多くの環境についての検証は行われておりません。そこでおたずねいたします。

②市民が納めた貴重な税金を、莫大なコストがかかる事業につき込む前に、環境影響や自然災害について、現在の検知から検証を行うべきと考えますが、見解をお聞かせください。

3. マイナンバーの運用について

日本に住民票をもつ人全員に12桁の番号を割り振り、国が税や社会保障などの個人情報掌握・管理するマイナンバー(個人番号)制度で、新たな危険と矛盾が浮き彫りになっています。安倍政権は本人の同意なしでも企業にマイナンバーを知らせることを自治体に迫り、更には、マイナンバーカードの利用分野の拡大に向けた仕組みづくりを加速させようとしています。住民がほとんど知らされないうまま、なし崩し的に制度を運用していることは極めて問題です。国民が個人情報の漏えいなどに不安や不信を抱く制度を、“推進ありき”ですすめることは許されません。

本年5月、市町村が企業などに送付する住民税の「特別徴収税額通知書」に従業員の個人番号を記載するよう国が強制し、全国で問題となりました。総務省は、従業員本人の同意がなくても問題ないという姿勢ですが、これは「企業に自分の個人番号を知らせたくない」という従業員の意思に反するやり方であり、個人情報保護の観点からも問題が生じます。日本弁護士連合会は、「個人の情報をみだりに第三者に開示・公表されない自由」を侵害するものだと警告しています。

国がマイナンバーの運用拡大に強引な手法をとっているのは、マイナンバー制度の本格的な導入から1年以上経過しているにもかかわらず、圧倒的多数の国民に制度が認知されず、普及が立ち遅れているからにほかなりません。番号を通知する紙製のカードを受け取っていない人は100万人以上いるとみられますが、番号、顔写真、生年月日などが一体となったプラスチック製のマイナンバーカードの申請も頭打ちで、今年3月時点のカード保持者は、約1億2800万人の対象者のうち8.4%にすぎないと言われています。つまり国民は、政府のいう「利便性」を感じるどころか、情報漏えいや国による個人情報の管理強化に根強い不信と危険感を抱いていると言えるのではないのでしょうか。

さらに総務省は、これらの通知書を書留郵便ではなく普通郵便で送付可能としました。通知書がきちんと管理されず、番号が他人に知られる恐れが生じるとして、多くの懸念が広がりました。市民団体などは政府に対し、記載強要の中止と、自治体独自の判断で不記載にできることを求めています。

しかし、財政的な負担も生じることから、実際には多くの自治体が普通郵便での送付を行っています。一方、仙台市、名古屋市、高知市などは、個人番号を記載せずに発送を行い、東京都内でも40近い自治体が不記載か一部不記載で発送しています。

総務省は来年度以降、記載を行うよう示していますが、国が自治体にマイナンバーを記載させる法的根拠はなく、不記載の自治体に地方税法上の罰則がないことは確認されています。自治体は主体的にマイナンバー記載についての検証を行うべきと考えます。

この間、札幌市で3通(8人分)の誤送付が判明した他、道内では合わせて26名分、更に川崎市、盛岡市、宇都宮市など、多くの自治体で誤送付による情報漏えいが起こっています。

一方で、通知書を受け取る企業は、企業の大小を問わず、マイナンバーを取り扱う専門の責任者や担当者の選定、個人情報流出のリスクを回避する適切な手段(収集・保管・利用・廃棄・委託)など情報管理義務が課されており、ケースによっては法人または事業主に対して刑事罰となる可能性もあります。マイナンバー制度は、企業にも様々な負担を強いる制度です。

今年度春、九州市長会の総会においても、国に対して、地方公共団体が文書を発送する際に発生した財政措置を求める要望や、企業(特別徴収義務者用)への通知に個人番号を記載しなくて済むよう見直す要望などが出されております。つまり、個人番号の運用においてその取扱いは、本人はもとより、企業や地方公共団体にとっても大きな負担となっている上、リスクが伴うこともすでに共通認識といえます。そこで質問致します。

③今後、大分市から発送する通知書などに、個人番号の記載を行わないよう検討すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

総務省は3月に「カード利活用推進ロードマップ」を作成し、コンビニでも使えますとか、スマホでも行政手続きができるようにしますとか、拡大宣伝に躍起になっています。ひとつの自治体で、マイナンバー情報の漏えいが1000件規模で起こったことなど都合の悪い事実はほとんど語ることなく、便利さばかりを強調するのは無責任で不誠実な姿勢ではないでしょうか。

総務省はカード1枚で利便性が高まるとして、サービス拡大メニューのひとつに、マイナンバーの個人番号カードを、自治体が運営する図書館の利用カードに使える方針を示しています。

日本図書館協会は、1954年に「図書館の自由に関する宣言」を採択しています。(1979年に改訂) この宣言が行われた背景には、戦前、図書館が国民教化の施設として、国の目的に合致するよう思想統制に利用されてきた歴史があります。内務省や軍部が良くないと考える本は、出版段階から検閲によって発禁となり、図書館の本の利用制限や没収が行われました。良い本を読めば良い人に、悪い本を読めば悪い人になるという考え方は、国民の思想・信条に多大な影響を与えました。

その反省の上に立ち、「利用者の秘密」を守ること、「個人・組織・団体からの圧力や干渉」に反対することなどを掲げたのがこの宣言です。法的な拘束力を持つものではありませんが、「図書館の憲法」とも呼ばれる定めです。加えて日本は、「あらゆる種類の情報及び考えを求め、受ける自由」を謳う「市民的及び政治的権利に関する国際規約」も1979年に批准しています。

読書は民主主義の根幹です。読書の自由は、憲法第21条で保障する表現の自由とその根拠を持ち、表現の自由と共に、表現の受け手の知る自由として位置づけられています。図書館の貸出記録は、その管理上保有されている情報であり、貸出履歴などの利用事実は、個人の思想などを反映するものとして、機微(きび)条項に触れるものです。

この度の共謀罪との関連も大いに危惧される個人情報、自分の知らない間にデータとして共有されるかもしれないという懸念は、今後、利用の抑制や委縮効果を招くことにもつながりかねません。

そもそも図書館の貸出記録は漏えい・流出することがあってはならない個人情報ですが、マイナンバーとの関連はそれ以上のプライバシー侵害につながることも考えられます。そこでおたずね致します。

④マイナンバーカードを公立図書館の図書館カードとして活用すべきではないと考えます。本市の

見解をお聞かせください。

4. 災害対策について

今議会の予算議案にも、災害時の体制整備や救援物資の備蓄など 2,900 万円の補正予算が計上されました。地震・火山災害や風水害などが相次いでいる日本において、あらゆる事態を想定した防災体制を整備・拡充すること、また、被災者の救援・支援、生活や生業(なりわい)の再建を支えるための災害対策を充実させることは重要な施策です。今回は災害対策の中でも、災害時の特別な配慮についておたずねいたします。

東日本大震災では、約16万人の被災者が避難生活を続け、5万人以上が仮設での暮らしを強いられるなど、避難の長期化による心身の疲弊は災害対策の大きな課題となっています。

特に、障がいのある方や女性への配慮は、平時にこそ細かく具体的に、様々なケースを想定したマニュアルがなければ、災害時の混乱の中、細やかな配慮を行なうことは極めて困難だと予想されます。

障がい者の権利保障を求めて活動している「きょうされん」は、過去の災害時の体験を振り返り、災害対策や環境整備の重要性を訴えています。熊本地震の振り返りの中では、「あの日、大きな前震と本震の2回は夜中に起こり、度重なる強い余震に皆おびえました。震災直後、事業所の職員は被害状況を把握し、障害のある仲間の安否確認に、物資を持って訪問したり、電話で励ましあったりしました。家やグループホームは崩れ、水や電気は止まり、誰かの助けと配慮がなければ避難や避難所生活はできませんでしたが、福祉避難所は機能せず、指定避難所もまた障害への配慮が難しく、過ごせませんでした。」、鳥取からは「行動障がいや自閉症の人が避難所に入ることができず、車中で過ごされていたことも報告されました。さらに、避難所の衛生面やプライバシーなどの環境の問題や情報の伝達方法等について、市町村間の温度差があるとの指摘もあります。」「災害時、さらには災害後に社会的弱者が最も窮する事態に追い込まれる事実は「東日本大震災時の障害のある人の死亡率は2倍(2011年9月11日NHK発表)」で明らかになりました。また、二つの大きな地震での支援活動を通じて、わたしたち自身が、現地でその事実を目の当たりにしてきました。しかし、熊本地震では、バリ

アフリーとは名ばかりの仮設住宅などをめぐり、東日本大震災の教訓が活かされた具体的な制度として機能していなかったことがはっきりとしました。」などの意見が寄せられています。(以上、月刊きょうされんより) これら災害体験者の声は、災害時、障がい者への配慮が教訓として十分に活かされていないことを明らかにしています。

また、災害後、女性に対する性暴力も数多く発生していることが、これまで世界各地で起こった災害で明らかになっています。

その原因としては、街灯が消え、建物が倒壊することで、死角が増えること、避難所で男女共同となる生活の場が増えること、生命の危機に接することで、心理的な不安が高まり暴力行為が加速することなどがあげられています。また震災時には、生命最優先になることから、性暴力がより一層見えづらくなることなどの問題も指摘されています。災害発生時は、人命救助に人員が割かれることで、性暴力を含めた様々な事件に警察や公的機関が対応できず、声をあげることができないまま、「デマ」として扱われることも少なくないといえます。

災害が大きければ大きいほど、「命が助かったのだから」と、障がい者や女性などに特別な配慮が必要であるにもかかわらず、我慢すべきという風潮がひろがることも危惧されています。そこで質問いたします。

⑤過去の災害時の教訓を検証し、障がい者や災害体験者、関係団体や専門機関、女性防災士などから意見集約を行い、障がい者や女性などへの特別な配慮について、それぞれ具体的な対策を構築すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

5. 保育行政について

現在、大分市においては来年4月を目途に、待機児童解消に向けた保育施設の整備を行っています。それに伴う大きな課題のひとつが保育士の確保です。その対策ともいえる保育士の処遇改善については、私もこれまで、国への予算増額や大分市での上乗せ加算の検討など様々な角度から求めてまいりました。

保育士の平均月収と全産業の平均額とに大きな開きがあることは、いまや社会的な問題として認識されており、保育士の給与加算は、国においても若干の改善が行われております。もちろん、10万円といわれる全産業との平均額の開きをカバーできる予算措置ではありませんが、これらの加算が確実に実施され、認識が広がらなければ、保育士不足を解消することはできません。そこで質問いたします。

⑥保育士の処遇改善加算については、現在、事業者から計画書の提出は定められていますが、実際に保育に携わる保育士への確実な給与改善の実施確認と、保育士への十分な周知が重要だと考えます。市の見解をお聞かせください。

認可保育所に入園を希望するお母さんから、入所のご相談がありました。世帯主の収入が少なく、祖母も就労して家計を助けていたが事故に遭って働けなくなった。子どもを保育所に預けて早急に仕事をしたい、という入所希望のご相談でした。子どもさんが特に待機児童が多い未満児だったため、結局、保育所に入ることができず、思うように就労できないというケースが生まれました。

待機児童は現在も深刻で、未満児の入所は常に厳しい状況ですが、生活上、経済的な困窮が生じている低所得世帯については、ひとり親でなくても、入所の配慮が必要ではないかと考えます。そこでおたずねいたします。

⑦低所得世帯で就労の必要が生じ、入所の申請がされた際は、できるだけ早急な保育所入所ができるよう配慮が必要と考えます。見解を求めます。

大分県では、おおいたにこにこ保育支援事業として、3歳未満の児童について、保育料の算定基準上の多子世帯の軽減と別に、3歳未満児の保育料を第2子は半額・第3子は全額補助する事業を行っています。県と自治体が折半で、認可外保育所の児童も含め、保育料の負担軽減を行なう事

業ですが、残念ながら大分市は中核市の為、その対象からは外されております。

現在、待機児童解消に向け保育施設の整備がすすめられています、現状は認可保育所に入れないため、認可外保育所へ通っている待機児童も大勢います。

認可外保育所の保育料は、認可保育所と比べ大幅に高くなるため、特に年齢の低い子どもを2人、3人と預ければ、仕事をしても保育料の方が高くなってしま、仕事をする意味がなくなってしまう…という声を耳にします。認可外保育所の保育料は、待機児童が多い未満児ほど高額です。そこで、おたずねいたします。

⑧待機児童の解消は喫緊の課題ですが、現状、認可保育所に入れず認可外の保育所に通う、第2子・3子への保育料の負担軽減も、当面行なうべきだと考えます。見解を求めます。

6. 障がい児福祉について

最後に、放課後等サービスについての質問です。認可や指導監査などの権限が大分県にあることは、昨日、松下議員の質問の答弁で出されました。研修の必要性など重複する点もありましたので、昨日の答弁を踏まえておたずねいたします。

放課後等サービスの質の向上については、厚生労働省がガイドラインを示し、今年1月には職員配置基準の厳格化も行われ、ようやく国の取り組みがすすできています。この間、大分市も研修を実施しており、大変前向きな姿勢は評価されます。

虐待防止や安全面など、基本的な研修も必要ですが、本来、放課後等サービスが果たすべき役割についての認識は大変重要です。放課後等サービスは、障がいのある子どもたちを、ただ一定時間、安全に預かっておけばよいというわけではありません。集団の中で、大人や子どもたちとのかわりを広げ、発達を支援するという重要な役割を担っています。

近年、発達障がいなどについて、講演会などの取り組みは少しずつ増えてきたようですが、研修の機会は貴重です。指導員さんから、障がいのある子どもたちの特性や関わり方について学びたいという声もきかれます。また、交代で変則勤務している指導員ため、参加しやすいように曜日や日時の設定なども工夫することが必要です。そこで、おたずねいたします。

⑨今後、障害のある子どもたちの発達を真に支えるため、指導員や保護者も含め、今後、研修などの学びの機会をどのように提供していくか、見解をお聞かせください。